

# 架空請求にご注意を！

## 入善町編

H26. 4. 27日号

「民事訴訟告知通知書」と書かれた、身に覚えのない請求はがきが届きました。このまま無視してもよいのでしょうか…。

### ★相談内容★

妻あてに、法務省管理局民事訴訟総合センターから、「民事訴訟告知通知書」と書かれたはがきが届きました。本人はまったく身に覚えがないと言っています。「このまま放置すると財産を差し押さえられるので連絡するように。」との記載がありました。無視すると、この後電話がかかってきたり財産をおさえられたりするのではと不安です。

### 『気をつけてください！』

これは、身に覚えのない請求をし、お金をだましとろうとする「架空請求」という手口です。今回のように、法務省など公的機関の名をかたる事例が増加しています。「民事訴訟」や「差し押さえ」という用語で消費者を不安にさせ、はがきに記載した連絡先へ電話させるよう仕向ける手口が一般的です。

連絡をすると、訴訟の取り下げ費用として高額な料金を要求される恐れがあります。決して連絡してはいけません。

### 『架空請求から身を守るために』

- ①決して連絡しない … 個人情報を知られぬよう、連絡してはいけません。
- ②安易に支払わない … 身に覚えがなければ支払い義務はありません。
- ③業者名を確認する … 公的機関を装った手口も報告されています。

あやしいと思ったときは、消費生活センターや警察に確認しましょう。

— 困ったときは、すぐに下記まで連絡してください！ —